



[秋田市空き家バンクホームページをご覧ください（登録物件をご紹介します）](https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007425/index.html)

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007425/index.html>

1 空き家バンク制度とは

秋田市内の空き家を「売りたい」、「貸したい」ことを希望している所有者から、空き家バンクへの登録申込を受けて、その空き家の情報を市のホームページ等で公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度です。秋田市内に空き家を所有し、有効活用を検討されている方、または、空き家の利用を希望される方は、ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします。

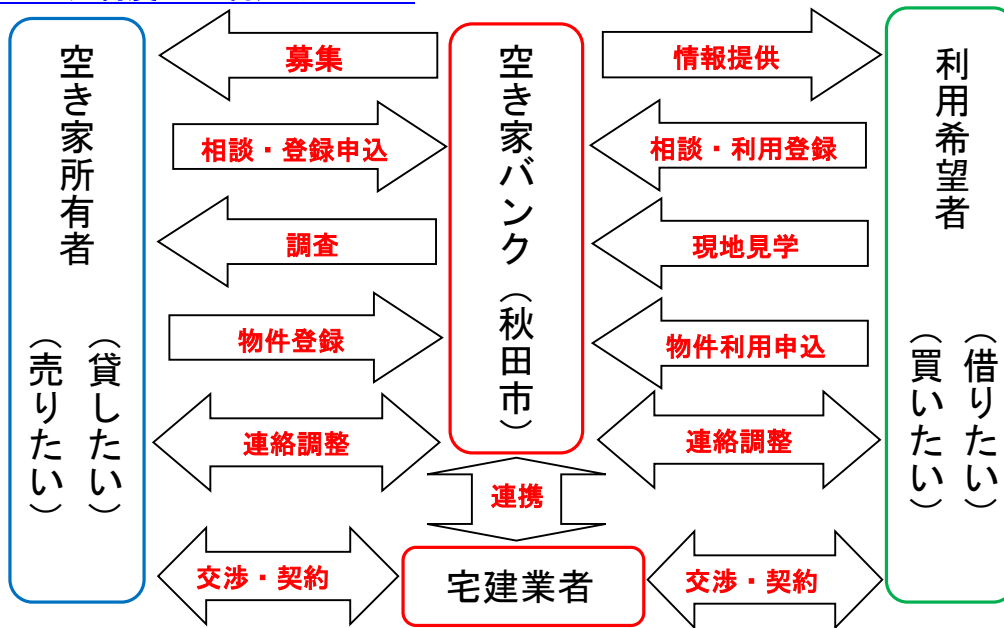
2 空き家バンク制度の主なサービス内容

- ①空き家所有者、利用希望者の相談・登録受付
- ②空き家物件の調査・登録
- ③空き家物件の情報をホームページ等で紹介
- ④空き家所有者と利用希望者とのマッチング 等

【注意事項】

- 1 空き家物件登録の際に市と連携している協力宅建業者と媒介契約を締結していただきます。
- 2 実際の交渉・契約等は協力宅建業者の仲介により行っていただくことになります。
- 3 市は、登録申込受付や情報提供および連絡調整までを行い、物件の交渉および契約には直接関与しません。

3 空き家バンク制度のご利用イメージ



4 登録できる空き家の条件

空き家バンクへ登録できる空き家は、次のア～エのすべてに該当する建築物および敷地です。

- ア 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む)秋田市内にある建築物であること。
- イ 所有者等が宅地建物取引業者に売買又は賃貸借の媒介を依頼する契約（賃貸物件にあつては、管理契約を含む）を締結していること。
- ウ 賃貸、分譲等を目的とした建築物でないこと。
- エ 建築物の安全性に問題がなく、居住の場として機能しない建築物でないこと。

【登録できない物件等】

店舗、工場などの住宅として使用できない建築物や分譲マンション等の空き部屋等は登録できません。また、物件の状況によっては、登録をお断りさせていただく場合があります。

— 登録手続き等は裏面をご覧ください —

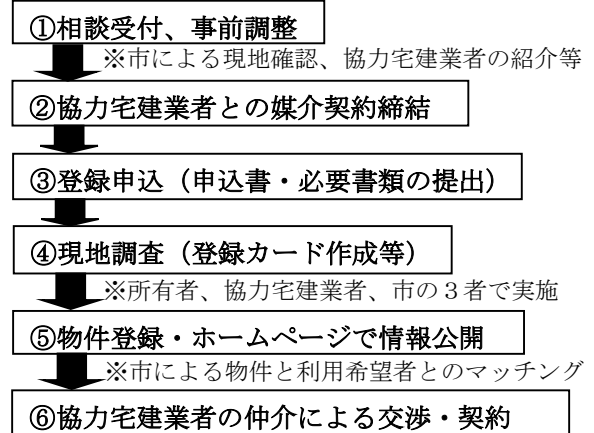
5 空き家の登録方法（空き家を売りたい方、貸したい方）

住宅整備課までご相談いただき、市で物件の確認や協力宅建業者のご紹介などの事前調整を行います。その後、ご紹介した協力宅建業者と媒介契約を締結していただき、申込書等の必要書類の提出および詳細な現地調査を経て、登録となります。登録後は、物件の情報を市ホームページに掲載し紹介いたします。なお、登録期間は2年です（再登録可能）

(1) 登録に必要な書類

- ①空き家バンク登録申込書（様式第1号）
- ②空き家バンク登録カード（様式第2号）
- ③宅地建物取引業者との登録希望物件に係る媒介契約書の写し（賃貸物件にあっては、管理契約を含む）
- ④登録希望物件に係る登記簿謄本の写し
- ⑤登録希望物件の図面、間取り等
- ⑥その他、必要な書類

◆空き家物件の登録手続きの流れ



6 利用希望者の登録方法（空き家を買いたい方、借りたい方）

空き家バンク制度にご賛同いただける方で、秋田市に移住・定住等を希望し、空き家の賃借や購入を希望する方なら、市内外を問わずどなたでも登録できます。住宅整備課へご相談の上、利用登録に必要な申込書等をご提出ください。利用登録後は、市で物件の情報提供を行い、希望物件の現地案内や交渉を申込みことができます。なお、登録期間は2年です（再登録可能）

(1) 登録に必要な書類

- ①空き家バンク利用登録申込書（様式第8号）
- ②空き家バンク利用誓約書（様式第9号）

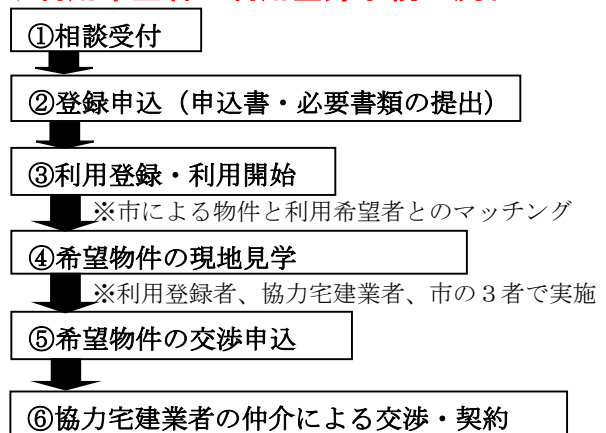
(2) 希望物件の現地見学

利用登録後は、希望物件の現地見学を行うことができます。関心がある登録物件がありましたら市へご連絡の上、お申込みください。

(3) 希望物件の交渉申込

利用登録後は、希望物件の交渉を申込みことができます。空き家バンク物件交渉申込書（様式第15号）を市へ提出してお申込みください。

◆利用希望者の利用登録手続きの流れ



7 物件の交渉・契約について

登録物件の契約交渉、契約成立までの手続きは、物件を担当している協力宅建業者の仲介により進められます。なお、協力宅建業者の仲介には、法律で定められた仲介手数料が必要となります。

【注意事項】

市は、空き家物件の登録申込受付、情報提供および連絡調整を行いますが、物件の交渉・契約には直接関与しません。

また、契約に関するトラブル等については、当事者間で責任をもって解決をお願いします。

8 各種補助事業について

空き家バンクを利用して秋田市に移住される方や移住者に空き家を賃貸する所有者、秋田市内の親世帯等と新たに多世帯同居される方などに対する住宅の改修等費用への補助制度があります。補助要件等の詳しい内容につきましては、お問合せください。

◆空き家定住推進事業

空き家バンク登録物件等を購入、賃貸又は賃借する市外からの移住者等への改修等費用の補助

◆多世帯同居推進事業

世帯が親世帯等と同居するために必要な住宅の改修等費用への補助

◆住宅リフォーム支援事業

住宅のリフォーム工事等に対する補助（市内在住者に限る）

【秋田市空き家バンク制度および各種補助事業のお問合せ】

秋田市都市整備住宅政策課（〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号）

電話：018-888-5770 F A X：018-888-5771 E-mail：ro-cshs@city.akita.lg.jp